

岩手県公安委員会における特定秘密の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

岩手県公安委員会

委員長 石川 哲

岩手県公安委員会規則第4号

岩手県公安委員会における特定秘密の保護に関する規則の一部を改正する規則

岩手県公安委員会における特定秘密の保護に関する規則（平成27年岩手県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する

改正前	改正後
<p>(交付の方法)</p> <p>第19条 特定秘密文書等を交付するときは、特定秘密文書等を受領したことを証する書面（次項において「特定秘密文書等受領書」という。）又は特定秘密文書等管理簿に、当該交付の対象者又はその指名した職員等（法第11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者に限る。第23条、第27条及び第29条第3項において同じ。）から<u>記名押印</u>を得るなど、交付に係る記録をするものとする。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(交付の方法)</p> <p>第19条 特定秘密文書等を交付するときは、特定秘密文書等を受領したことを証する書面（次項において「特定秘密文書等受領書」という。）又は特定秘密文書等管理簿に、当該交付の対象者又はその指名した職員等（法第11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者に限る。第23条、第27条及び第29条第3項において同じ。）から<u>記名</u>を得るなど、交付に係る記録をするものとする。</p> <p>2・3 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。